

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

1 この付表（十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の3第1項《共同利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24第1項《共同利用施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、共同利用施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した共同利用施設については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の3第1項又は第68条の24第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「共同利用施設の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、措置法第44条の3第1項又は第68条の24第1

項の共同利用施設の適用対象資産（以下「共同利用施設」といいます。）の種類、構造、細目等を記載します。

4 「共同利用施設の名称3」には、共同利用施設に該当する資産の名称を記載します。

5 「取得価額6」には、共同利用施設の取得価額を記載します。

ただし、その共同利用施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、一の共同利用施設の取得価額が200万円に満たないものについては、この制度の適用がありませんので、注意してください。

6 「償却・準備金方式の区分9」は、その共同利用施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「認定振興計画の認定の年月日10」には、措置法第44条の3第1項又は第68条の24第1項に掲げる計画の認定を受けた年月日を記載します。